



**FAKE ZERO PROJECT**  
China Customs Japan Customs Korea Customs



# 税関における知的財産侵害物品 の水際取締りの概要について

平成30年10月26日

名古屋税関

業務部知的財産調査官

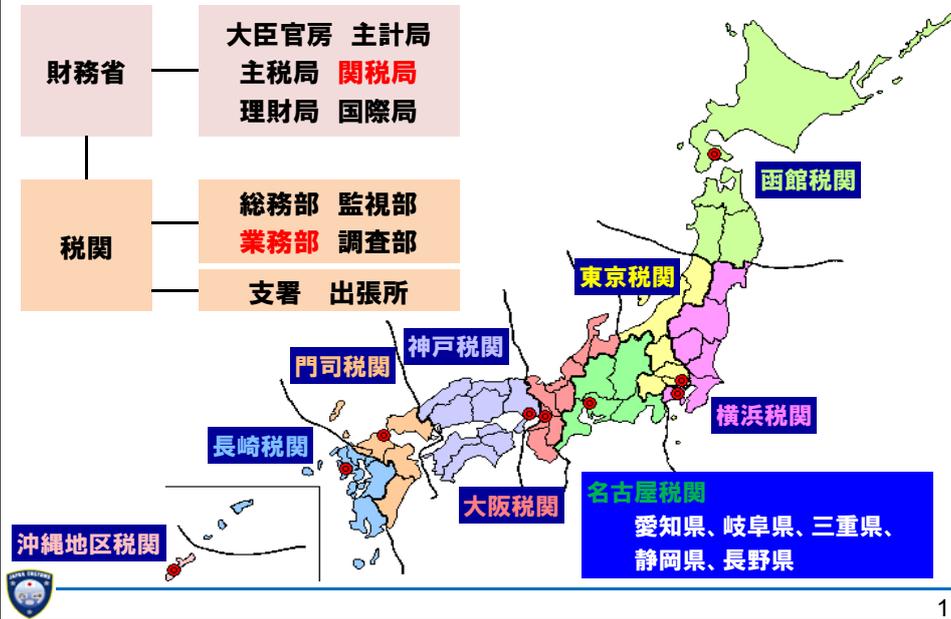
## 本日の講義項目

1. はじめに
2. 知的財産の基礎知識
3. 水際取締制度
4. 輸入差止申立て手続と認定手続
5. 制度改正の歩み
6. 輸入差止実績



1. はじめに

税関の組織



税関職員の様職名

役職	クラス	用例
税関長	とても偉い人	
部長	かなり偉い人	
部次長	そこそこ偉い人	
総括知的財産調査官	部次長クラス	組織名: 通称「知的財産センター」 役職名: 通称「センター長」 ※ 東京税関のみに設置
知的財産調査官	課長クラス	組織名: 略称「知財部門」 役職名: 略称「知財官」 ※ 各税関の本関・主要官署に設置
上席調査官	課長補佐クラス	
調査官	係長クラス	
係員	係員	

## 税関の使命

### 1.国民の**安全・安心**な社会の実現

覚醒剤等の不正薬物や銃器、テロ関連物品、**知的財産侵害物品**など、国民の安全・安心を脅かす物品の密輸出入の水際取締りを行う。

### 2.適正かつ公平な関税等の徴収

適正かつ公平な関税等の徴収と納税者の利便性向上を図る。

### 3.貿易の円滑化

貿易の秩序維持と健全な発展を目指し、適正な通関を確保しつつ、簡便な手続と円滑な処理の実現を図る。



3

## 知的財産侵害物品の取締り

### 知的財産侵害物品が流通すると……

- 新たな知的財産の創造意欲の減退
- 日本の産業競争力を阻害
- 消費者の健康・安全への悪影響

**税関の水際取締り…侵害物品の輸入阻止**



4

## 輸入してはならない貨物（関税法第69条の11）

- ① 麻薬、覚醒剤等
- ①の2 指定薬物
- ② 拳銃、銃砲弾等
- ③ 爆発物
- ④ 火薬類
- ⑤ 化学兵器原料等
- ⑤の2 病原体等
- ⑥ 貨幣等・郵便切手等・有価証券の偽造品等、キャッシュカード等
- ⑦ わいせつ物品
- ⑧ 児童ポルノ
- ⑨ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を**侵害する物品**
- ⑩ 不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号まで、第10号から第12号に掲げる**行為を組成する物品**

特許法、商標法、等の個々の知的財産法において、「侵害」とは何かを定義。



5

## 罰則

### 知的財産侵害物品

- ⑨ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品
- ⑩ 不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号まで、第10号から第12号に掲げる行為を組成する物品

➡ 知的財産侵害物品を輸入すると、罰則が科されることがあります。

### ○ 関税法第109条第2項

知的財産侵害物品を輸入した者は、

**10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金**  
に処し、又はこれを併科する。



6

## 税関における水際取締りの対象物品



7

## 2. 知的財産の基礎知識

### 知的財産の基礎知識

#### 知的財産とは

##### 知的財産基本法 第2条

- ① この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の**人間の創造的活動により生み出されるもの**(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。)、商標、商号その他**事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの**及び営業秘密その他の**事業活動に有用な技術上又は営業上の情報**をいう。
- ② この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

8

## 特許権

保護の対象：発明

「発明」とは…

自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの

発明

物の発明 製品や材料などの形のある物に関する発明

方法の発明 製造方法・測定方法・使用方法の発明



## 実用新案権

保護の対象：考案（アイデア）

物品の形状、構造又は組合せに係る考案

「考案」とは…自然法則を利用した技術的思想の創作

現在ある物

+

改良



=

新しい物



## 意匠権

保護の対象：意匠（デザイン）

⇒ 物品の形状、構造若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を  
起こさせるもの

目で見える



美感



類似する意匠にも権利が及ぶ

- ① 物品面で類似すること。
- ② 形態面で類似すること。



## 商標権

・ 保護の対象：商標（トレードマーク）

⇒ 人の知覚によって認識することができるもののうち、  
文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれら  
の結合、音その他政令で定めるものであって

- ① 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者が  
その商品について使用をするもの 等

・ 商標権の構成



商標権は…

標章（マーク）とそのマークを使用する 商品（指定商品）の組合せで一つの権利



## 知的財産の基礎知識

### ・商標の種類

<b>文字商標</b>	文字のみからなる商標	(例) SONY
<b>図形商標</b>	写実的なものから図案化したもの、幾何学的模様等の図形のみから構成される商標	(例) 
<b>記号商標</b>	暖簾記号、文字を図案化し組み合わせた記号、記号的な紋章	(例) 
<b>立体商標</b>	立体的形状からなる商標	(例) 
<b>結合商標</b>	異なる意味合いを持つ文字と文字を組み合わせた商標	(例) 

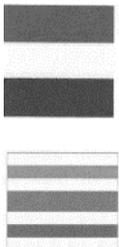
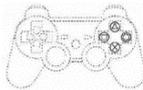
出典：知的財産権制度入門（平成30年度特許庁）

13

## 知的財産の基礎知識

### ・商標の種類

平成27年4月1日より出願受付開始

動き商標	ホログラム商標	色彩のみからなる商標	音商標	位置商標
文字や図形等が時間の経過に伴って変化する商標	文字や図形等がホログラフィーの方法により変化する商標	単色又は複数の色彩の組合せのみからなる商標であって、輪郭なく使用できるもの	音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚で認識される商標	図形等を商品等に付する位置が特定される商標
(例) 	(例) 	(例) 	(例) 	(例) 

出典：知的財産権制度入門（平成30年度特許庁）

14

## 知的財産の基礎知識

### ・商標の使用

- ① 商品や商品の包装に**標章を付ける行為**
- ② 商品や商品の包装に標章を付けたものを**流通（販売等）させる行為**

### ・商標の三大機能

- ① **出所表示機能**  
同一の商標を付した商品は、いつも一定の**生産者、販売者等**によるものであることを示す機能
- ② **品質保証機能**  
同一の商標を付した商品は、いつも一定の**品質又は質を備えている**という信頼を保証する機能
- ③ **広告宣伝機能**  
商標を**広告に使用することにより**、その事業者の商品であることを需要者・消費者に伝え、**商品の購買・利用を喚起**させる機能



15

## 知的財産の基礎知識

### 著作権

#### ・保護の対象：著作物

⇒ 思想又は感情を創作的に表現したものであって、  
文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

#### ・著作物の例示

- 言語の著作物 … 小説、脚本、論文、講演等
- 美術の著作物 … 絵画、版画、彫刻等
- 建築の著作物
- 図形の著作物 … 地図、図面、図表、模型等
- 音楽の著作物
- 映画の著作物
- 写真の著作物
- プログラムの著作物

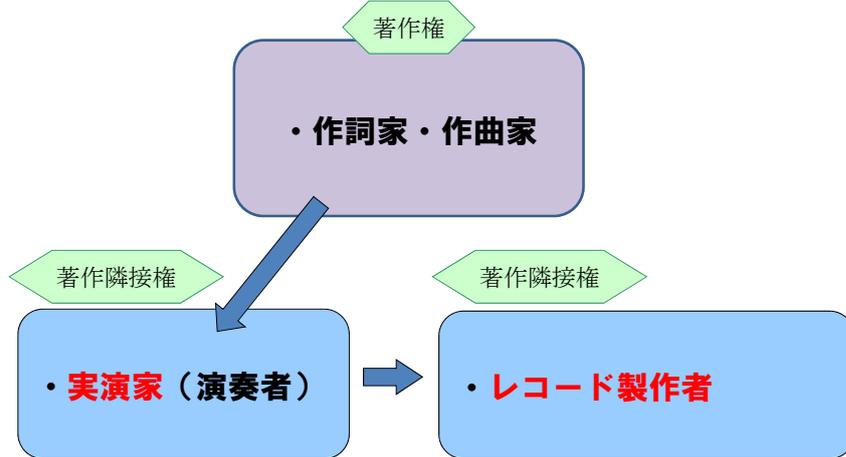


16

## 知的財産の基礎知識

### 著作権隣接権

- ・保護の対象：実演、レコード、放送、有線放送



17

## 知的財産の基礎知識

### 還流CD

- ・保護の対象：還流防止措置

◎著作権法 第113条（侵害とみなす行為）第5項

<趣旨>

我が国で販売されているものと同一の商業用レコードが、東南アジア諸国等で、その国の物価水準にあわせて安価に販売され、それらが我が国に「還流」してくることによって、権利者の利益が不当に害されることを防止するため

（例）ジャケットの表示

日本国内頒布禁止 (21-03-21まで) このCDは、日本で頒布されているCDと同一で、専ら日本国外で頒布することを条件に権利者から許諾を受けています。This CD is identical to a CD (identical to a CD) distributed in Japan and has been authorized by the owner to be distributed outside Japan only. (Expires 21 Mar 2021)

ここに注意！「日本国内頒布禁止マーク」



18

## 育成者権

### ・保護の対象：新品種の育成

品種 ⇒ 植物の集合体であって、その特性の全部  
又は一部において他の集合体と区別ができ、  
かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖が  
できるもの

育成者権に係る輸入差止申立ては、1件あります。  
(H30.10末現在)

#### 【差止申立ての内容】

- ・対象権利：いぐさ「ひのみどり」に係る育成者権
- ・申立人：熊本県
- ・申立対象品目：いぐさ「ひのみどり」から製造された  
畳表及び原草



## 回路配置利用権

### ・保護の対象：回路配置

⇒ 半導体集積回路における回路素子及びこれらを接続する導線の配置

(半導体集積回路の回路配置に関する法律)



## 知的財産の基礎知識

### 不正競争防止法違反物品

不正競争防止法では、2条1項1号～16号で、不正競争となる16の行為を挙げていますが、そのうち、税関における水際取締りの対象は、1号～3号と10号から11号の行為を組成する物品について実施されています。

		規制内容	例
1号	周知表示混同惹起品	他人の商品等表示として周知性のあるものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し他人の商品と混同を生じさせる行為	
2号	著名表示冒用品	他人の商品等表示として著名なものと同様若しくは類似のものを自己の商品等表示として使用する行為	
3号	形態模倣品	他人の商品の形態を模倣する行為＝商品形態のデッドコピー 最初の販売から3年以内が対象	

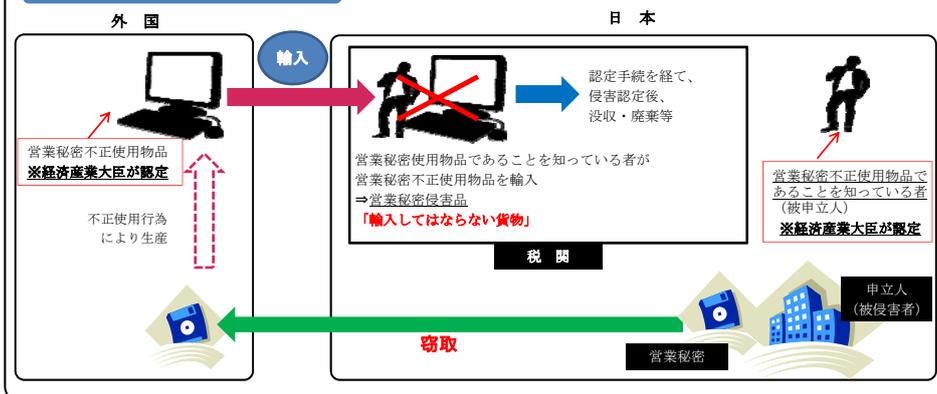


21

## 知的財産の基礎知識

不正競争防止法(2条1項10号)において企業から不正に流出した技術により生産された物(営業秘密侵害品)に係る輸出入規制が導入されたこと等を踏まえ、これを関税法上の水際取締りの対象とする。(平成28年6月1日施行)

### 水際取締りの枠組み(輸入の場合)



### <経済産業大臣による営業秘密使用物品等認定制度の導入>

経済産業省は、申立人(被侵害者)の申請に基づき、①営業秘密不正使用物品、②営業秘密不正使用物品であることを知っている者(被申立人)を認定する制度を導入する。  
⇒経済産業大臣は、申立人及び被申立人から意見を聴取した上で、①及び②を認定する仕組み。

経済産業大臣が認定した者が、経済産業大臣が認定した営業秘密不正使用物品を輸出入する場合に、税関の取締対象となる。



22

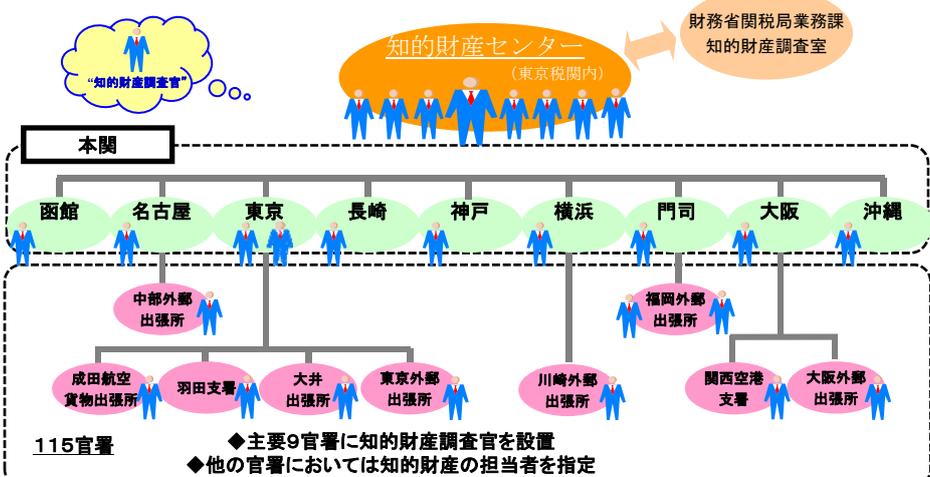
## 知的財産の基礎知識

		規制内容	例
11号	アクセスコントロール等無効化機器 (技術的制限手段無効化装置)	全ての者に対してコンテンツの視聴等を制限するために技術的制限手段が用いられている場合に、その技術的制限手段を無効化する機能を有する装置がその技術的制限手段を無効化する用途に供するために提供するものを輸入等する行為	 マジコン (真正品はない)
12号		他人が契約等により特定された者以外の者のコンテンツの視聴等を制限するために技術的制限手段を用いている場合に、その技術的制限手段を無効化する機能を有する装置がその技術的制限手段を無効化する用途に供するために提供するものを輸入等する行為	 B-CAS



## 全国税関の水際取締体制

### 知的財産の取締体制



## 名古屋税関の水際取締体制

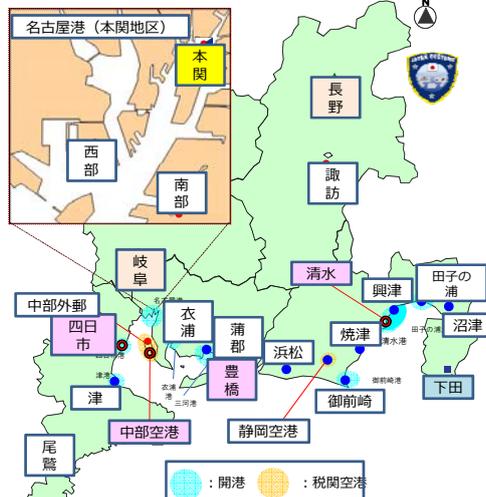
### 知的財産調査官

- ・業務部
- ・中部外郵

### 知的財産担当官

- ・西部
- ・清水
- ・興津
- ・静岡空港
- ・豊橋
- ・中部空港
- ・四日市

《管轄区域》



## 知的財産調査官等

### 知的財産調査官

- ・業務部
- ・中部外郵

### 知的財産担当官

- ・西部
- ・清水
- ・興津
- ・静岡空港
- ・豊橋
- ・中部空港
- ・四日市

### 知的財産調査官等の主な事務

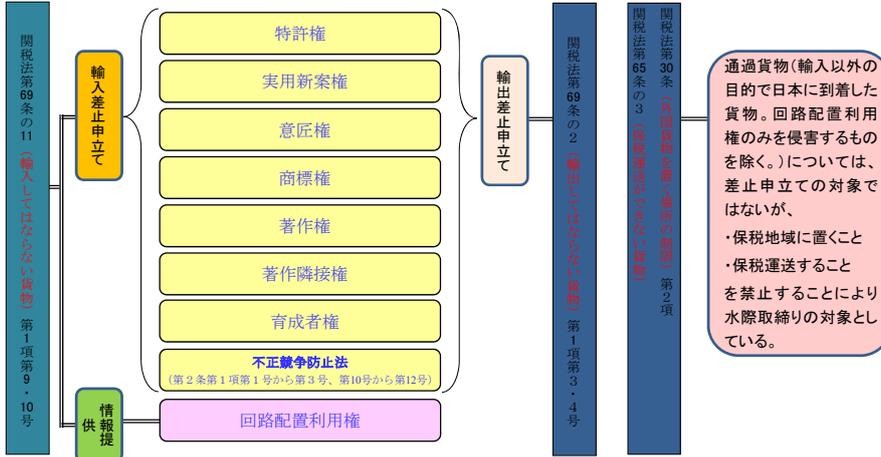
(関税法基本通達69の11-5)

- ◎ 輸入差止申立ての受理又は不受理(本関のみ)
- ◎ 輸入差止情報提供の受付(本関のみ)
- ◎ 認定手続
- ◎ 輸入差止申立てに係る供託命令
- ◎ 見本検査承認申請に係る手続
- ◎ 認定手続における特許庁長官、農林水産大臣、経済産業大臣又は専門委員への意見照会
- ◎ 通関解放に係る手続
- ◎ 知的財産に関する資料及び情報収集等

# 水際取締りの対象となる知的財産と差止申立て

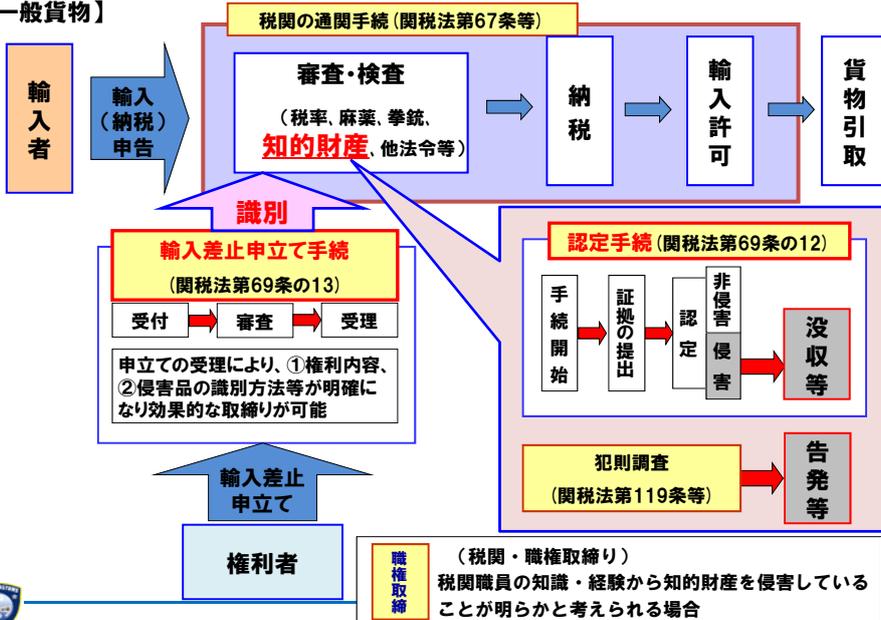
差止申立てとは、

知的財産を有する者が、自己の権利を侵害すると認める貨物が輸入又は輸出されようとする場合に、税関長に対し、当該貨物について認定  
手続を執るべきことを申し立てる制度（関税法第69条の13、第69条の4）



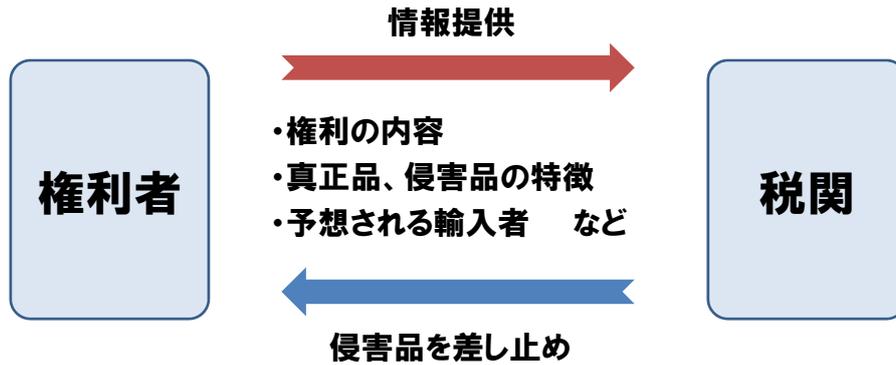
# 輸入差止申立て手続と認定手続

【一般貨物】

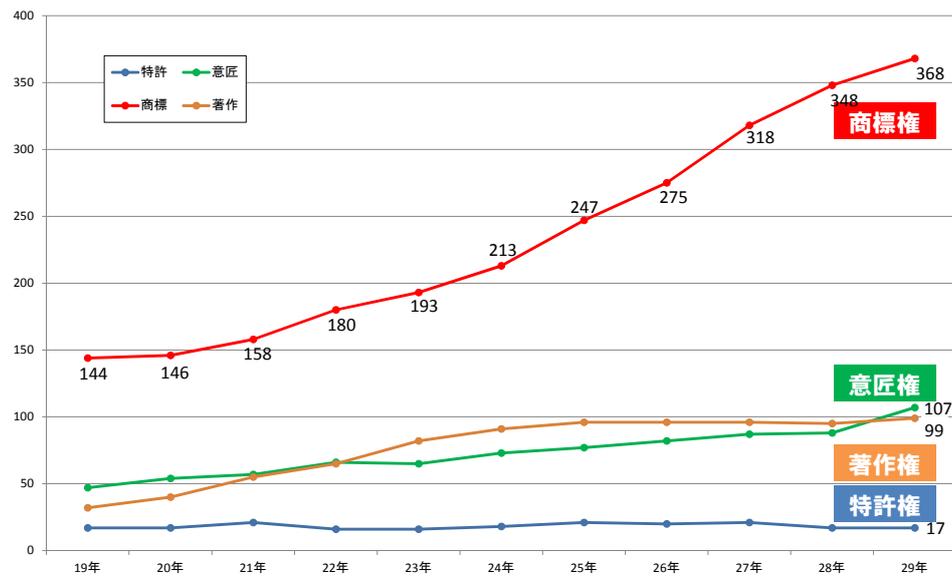


## 輸入差止申立て（関税法第69条の13）

知的財産権利者が、権利を侵害する物品について、  
認定手続を執ることを税関に申し立てる制度



## 輸入差止申立て件数の推移



(注)各年12月末時点で有効な申立て件数を示す。

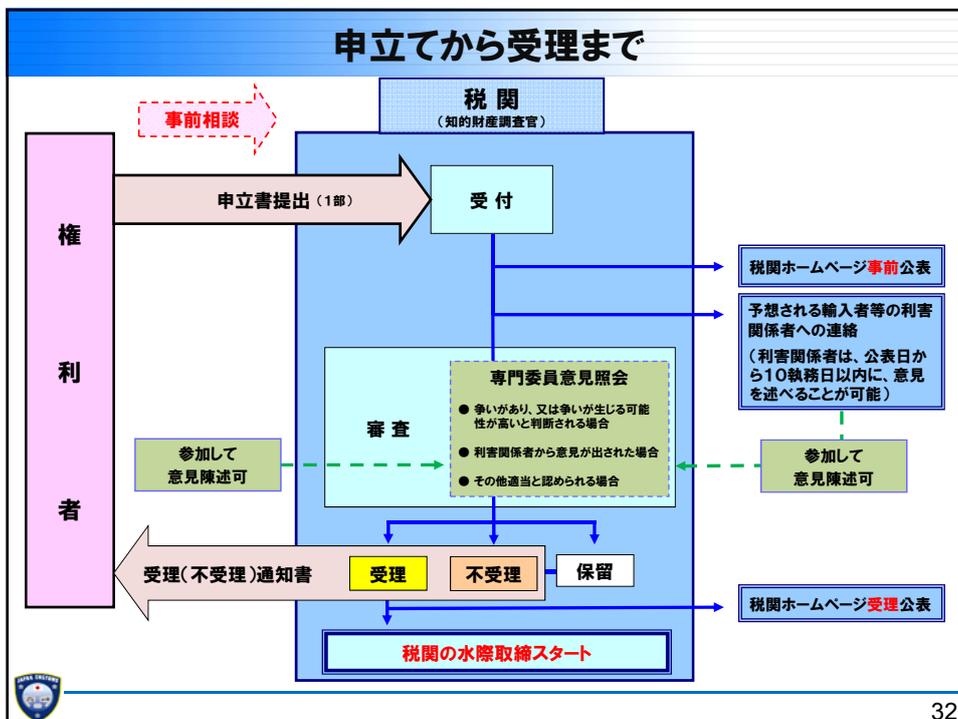


## 輸入差止申立てのメリット

- ✓ **水際取締りが最も効果的です**  
 外国や国内流通後の取締りは容易ではありません。  
 申立て対象品目だけでなく、その周辺品目も差し止められます。
- ✓ **税関における疑義貨物の侵害認定は迅速です**  
 裁判手続の必要ない、迅速・簡易な手続です。  
 簡素化手続が適用されます(特許権・実用新案権・意匠権・営業秘密を除く)。
- ✓ **全国の税関で取締りが行われます**  
 申立て情報は全国の税関で適切に共有・管理され、取締りに活用されます。
- ✓ **侵害認定された貨物は、税関が没収・廃棄します**  
 権利者の廃棄費用の負担はありません。
- ✓ **差止申立てのための手数料はかかりません**



## 申立てから受理まで



## 商標権侵害品で困っている (注) 架空の話です!

- ・自社の商品が格安でネットショップで販売されていた。
- ・試買したところ、商品は中国から国際郵便で届いた。
- ・商品は**ニセモノ**であった。

### 侵害品 (半袖シャツ)



### 権利の内容

#### 登録商標



登録番号: 第5183325号  
商品区分: 第25類 等  
指定商品: 被服 等



33

## 事前相談

申立て手続の前に、

**事前相談をお勧めします**

ご相談いただく際、以下のものをご準備いただくと、より具体的なアドバイスが可能です。

- ① 商標の登録番号と商標公報
- ② 侵害品の実物(写真)
- ③ 真正品の実物(写真)

**侵害の事実が明らかな場合、税関は申立てを積極的に支援します。**



34

## 申立てに必要な書類

- ① 輸入差止申立書(税関様式C第5840号)
- ② 商標登録原簿の謄本
- ③ 商標公報の写し
- ④ 侵害の事実を疎明するための資料(又は鑑定書)
- ⑤ 識別ポイントに係る資料
- ⑥ 委任状(代理人が手続を行う場合)

1部



## 申立ての受理要件

税関長は、輸入差止申立てがあった場合において、**侵害の事実を疎明するに足りる証拠がないと認めるときは、申立てを受理しないことができる。**(関税法第69条の13第2項)

### 受理要件

1. 権利者であること
2. 権利の内容に根拠があること
3. 侵害の事実があること
4. 侵害の事実を確認できること
5. 税関で識別できること

侵害の事実の疎明に必要な事項  
**【必須】**

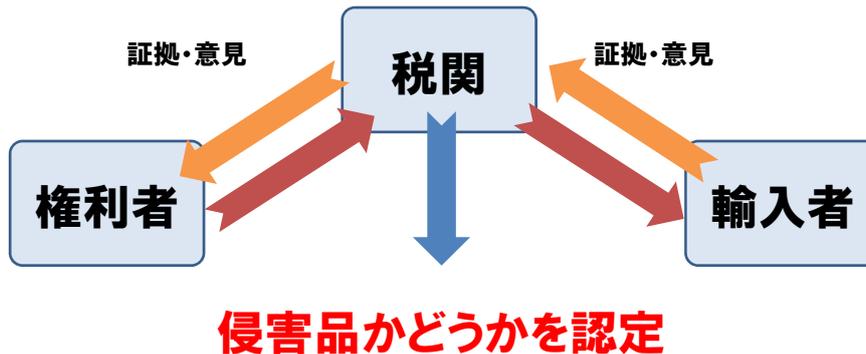
取締実務に必要な事項

※運用上必要なもの



## 認定手続（関税法第69条の12）

侵害疑義物品が知的財産侵害物品に  
該当するか否かを認定するための手続



37

## 認定手続に関連する用語

### 関税法基本通達 第6章 知的財産侵害物品（輸入）

#### （用語の定義）

69の11～69の21-1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 「知的財産権」法第69条の11第1項第9号に掲げる特許権（特許権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、実用新案権（実用新案権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、意匠権（意匠権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、商標権（商標権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、著作権、著作隣接権、回路配置利用権（回路配置利用権についての専用実施権を含む。以下同じ。）又は育成者権（育成者権についての専用実施権を含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 「知的財産」知的財産権及び不正競争防止法第2条第1項第1号若しくは第2号に規定する商品等表示又は同項第3号に規定する商品の形態又は同項第10号若しくは第11号に規定する技術的制限手段であつて不正競争差止請求権者（法第69条の12に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保護対象商品等表示等」という。）をいう。
- (3) 「**侵害物品**」法第69条の11第1項第9号及び第10号に掲げる物品をいう。
- (4) 「**侵害疑義物品**」侵害物品に該当すると**思料される**貨物をいう。
- (5) 「**認定手続**」侵害疑義物品について、侵害物品に該当するか否かを認定するための手続をいう。
- (6) 「**疑義貨物**」**認定手続が執られた**貨物をいう。
- (7) 「権利者」知的財産権を有する者及び不正競争差止請求権者をいう。
- (8) 「輸入者等」輸入申告をした者及び日本郵便株式会社から提示された国際郵便物の名宛人をいう。
- (9) 「輸入差止申立て」法第69条の13第1項の規定による申立てをいう。
- (10) 「申立人」輸入差止申立てをした者をいう。

以下省略



38

## 認定手続

### 関税法第69条の12第1項

税関長は、この章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに前条第1項第9号又は第10号に掲げる貨物に該当する貨物があると思料するときは、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執らなければならない。

- ◎ 税関は、侵害の疑いのある貨物を発見した場合であっても、**直ちに侵害物品と認定することはできません。**
- ⇒ 侵害疑義貨物として認定手続を必ず執ります。  
(「**認定手続を開始する**」と言っています。)
- ⇒ 認定手続を開始後に、権利者及び輸入者から、**証拠・意見の提出**を求め、提出された**証拠・意見を開示**し、弁明の機会を与えた上で、侵害か否かの認定します。



39

## 貨物の点検等

### 画像の送信

- 意見書の作成に必要な場合、税関から**画像の送信**が可能。

### 貨物の点検

- 認定手続が執られた税関官署で貨物の**点検が可能**。

#### 必要な書類

- ・ 疑義貨物点検申請書(税関様式C第5818号)
- ・ 開始通知書の写し

### 見本検査

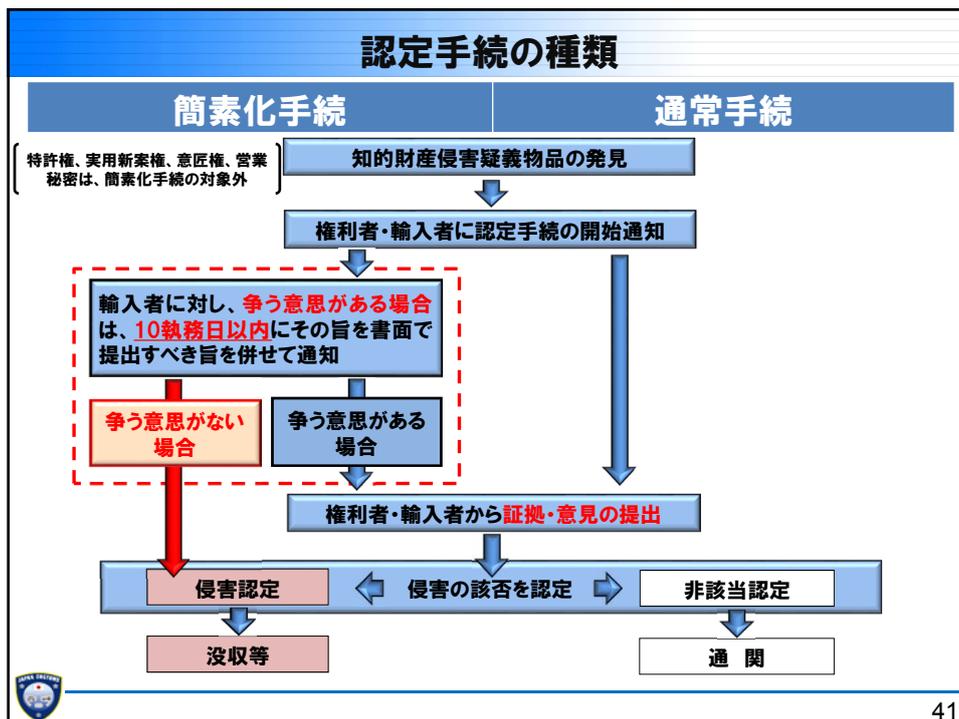
- 申請により疑義貨物の**見本検査**が可能。 **承認要件あり**  
**原則として供託が必要**

#### 必要な書類

- ・ 見本検査承認申請書(税関様式C第5896号)
- ・ 開始通知書の写し



40



### 認定手続の実施状況

	25年	26年	27年	28年	29年
認定手続開始件数	30,169	35,699	33,418	29,880	36,431
通常手続	2,883	3,561	3,788	2,516	2,665
通常手続の割合	9.6%	10.0%	11.3%	8.4%	7.3%
簡素化手続	27,286	32,138	29,360	27,364	33,766
争う旨の申出	2,037	3,612	3,762	3,796	5,463
争う旨の申出がない割合	92.5%	88.8%	87.2%	86.1%	83.8%

➤ 通常手続(申立てに基づかない認定手続を含む)は約1割

➤ 簡素化手続のうち争う旨の申出がないものは約9割

42

## 自発的処理

●関税法第69条の12第6項  
●基本通達69の12-2

- ・ 輸入者は、認定前・認定後にかかわらず、**自発的処理**を行うことができる。
- ・ 認定後、**自発的処理が行われない場合は、税関が没収して廃棄する。**

認められる自発的処理	自発的処理後の手続	権利者への通知
廃棄（関税法第34条） 減却（関税法第45条第1項 ただし書き） 積戻し（関税法第75条） 任意放棄※	認定手続取りやめ	処理結果通知書
部分切除等の修正※ 権利者の同意書提出※	非該当認定	非該当の認定通知

国際郵便物の場合は、※印を付した自発的処理のみ認められる。



43

## 自発的処理

●関税法第69条の12第6項  
●基本通達69の12-2

### 廃棄・減却

- ・ 輸入者が保税地域における**廃棄又は減却を行うことを申し出た場合は**、保税職員の立会いの下で当該侵害物品の廃棄又は減却を行う。  
 （廃棄又は減却に要する手配、費用は輸入者が負う。）

### 任意放棄

- ・ 輸入者が**任意放棄する意思を明らかにした場合は**、「任意放棄書」の提出を求め、輸入者が当該侵害物品に係る処分の権限及び能力を有すると認められることを確認のうえ、引渡しを認める。

### 輸入同意書の提出

- ・ 輸入者が、**権利者からの輸入同意書を提出した場合は**、非該当物品として輸入を認める。

### 部分切除等の修正

- ・ 輸入者が、**標章等の侵害部分を切除して修正した場合**、権利者の意見を踏まえ、**修正後の物品が侵害物品でない**と認められる場合には、非該当物品として輸入を認める。（**切除した標章等は廃棄又は減却**）



44

## 輸入申告前に

輸入申告前に、内容点検したところ、商品に商標らしいものが付されていましたが、ニセモノかもしれないと感じたらどうしますか？



### 登録商標



登録番号： 第5183325号

商品区分： 第25類 等

指定商品： 被服 等

⇒ 税関(知財官)で、ホンモノかニセモノか 確認してもらおう。

**× ! 知的財産侵害物品の該否については、  
事前教示をすることができません**



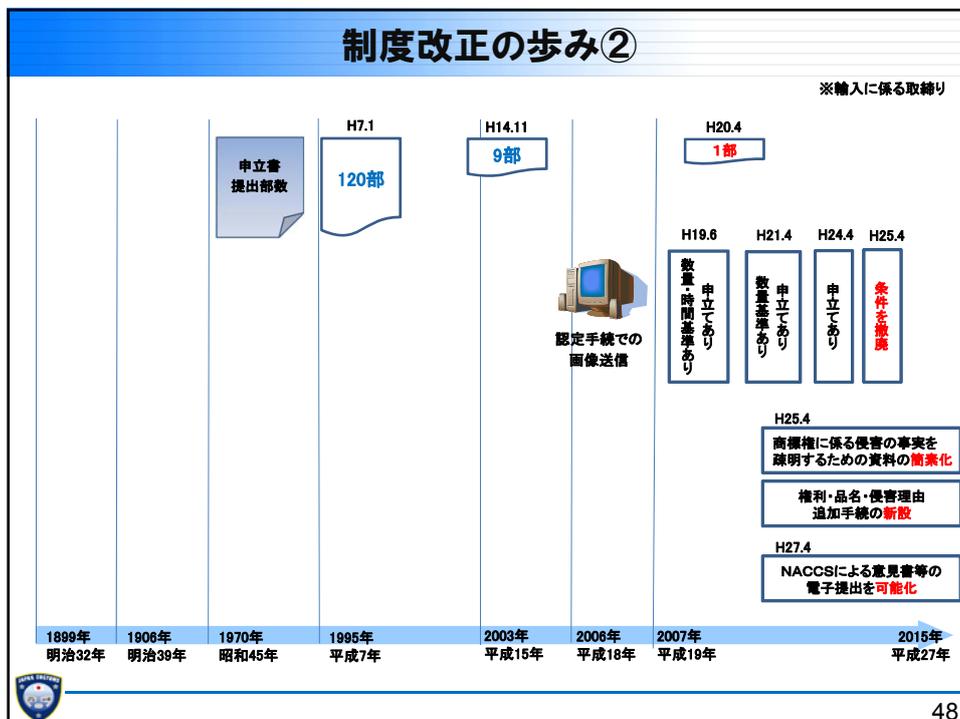
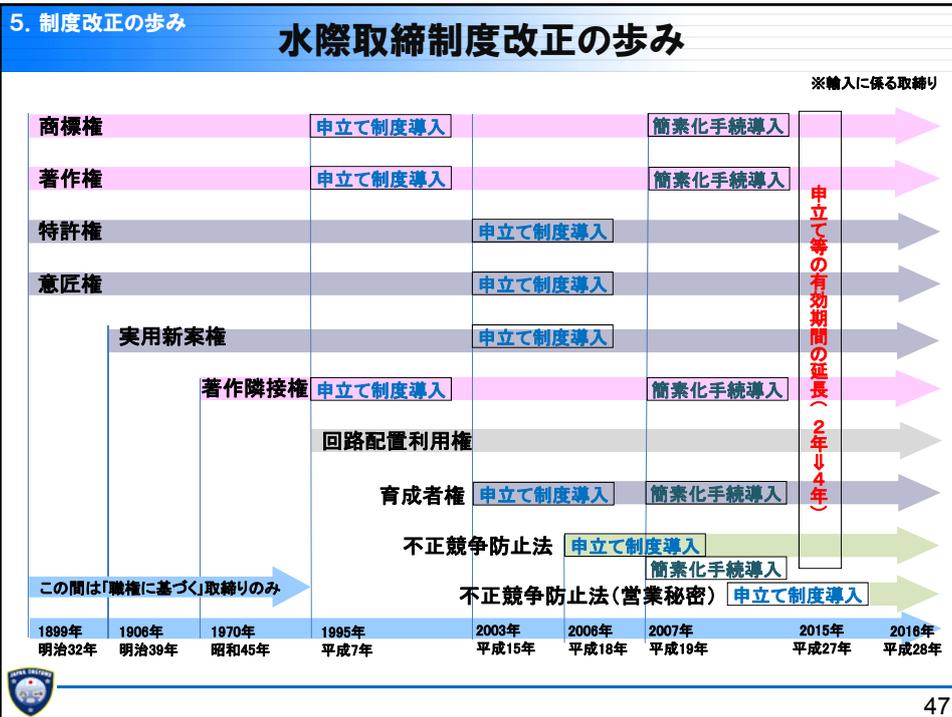
## 輸入申告前までに確認を

### 義務ではありませんが…輸入者に確認をお勧めします

- ◎ 商談、買付、発注等の際、**売手や仲介者に対し、商標等知的財産の使用に関する確認を行っているか否か**が必要に応じて確認  
(特許、実用新案、意匠はインボイスやバックングリスト等から、その使用について把握しにくい。)
- ◎ 商標等知的財産の**使用許諾書(ライセンス)の有無**を必要に応じて確認。税関に求められたら提示できるように準備することをお勧めします。  
(使用許諾を得るためには、ロイヤリティを支払うのが一般的なため、輸入者や輸入委託者が許諾書を保管している場合がある。)  
使用許諾書がないことを理由に、輸入許可しないことはありません。

**輸入者から知財に関する情報を確認してから、  
輸入申告をお願いします。**





## 6. 輸入差止実績

# 税関が差し止めた知的財産侵害物品

報道発表

平成30年3月2日  
財務省

### 知的財産侵害物品の輸入差止件数が3万件を超え、過去2番目 (平成29年の秋期における知的財産侵害物品の差止状況)

財務省は、平成29年の全国の税関における偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

全体：輸入差止件数が3年連続で3万件超

○ 輸入差止件数は30,627件で、前年と比べて17.4%増加し、平成29年以降3年連続で3万件を超え、過去2番目の高水準でした。

仕出国（地域）別：中国産の輸入差止件数が8年連続で1割超

○ 仕出国（地域）別の輸入差止件数では、中国が全体の92.2%（28,250件）を占めました。

知的財産別：イヤホンなどの電気機器の輸入差止件数が大幅増加

○ 知的財産別では、偽ブランド品などの商標権侵害物品が輸入差止件数、輸入差止点数ともに最多ですが、イヤホンなどの電気機器の輸入差止件数が前年の約1.6倍（135,135点）となり、大幅に増加しました。

品目別：イヤホンなどの電気製品の輸入差止点数が大幅増加

健康や安全を脅かす危険性のある知的財産侵害物品が引き続き数見

○ 品目別に見ると、イヤホンなどの電気製品の輸入差止件数が最多で、前年と比べて約6倍（116,999点）となり、大幅に増加しました。

○ 使用又は持ち出すことにより健康や安全を脅かす危険性のある、医薬品、食品、自動車部品、電気製品、美容用品などの知的財産侵害物品の輸入差止が、引き続き数見されています。

【注】「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は輸送物の数です。「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。

例えば、1件の輸入申告又は輸送物に、20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1件20点」として数えています。

【問い合わせ先】  
財務省関税局長室 知的財産課  
代表 03-3581-4111（内線）5296、5572



知的財産侵害物品の展示



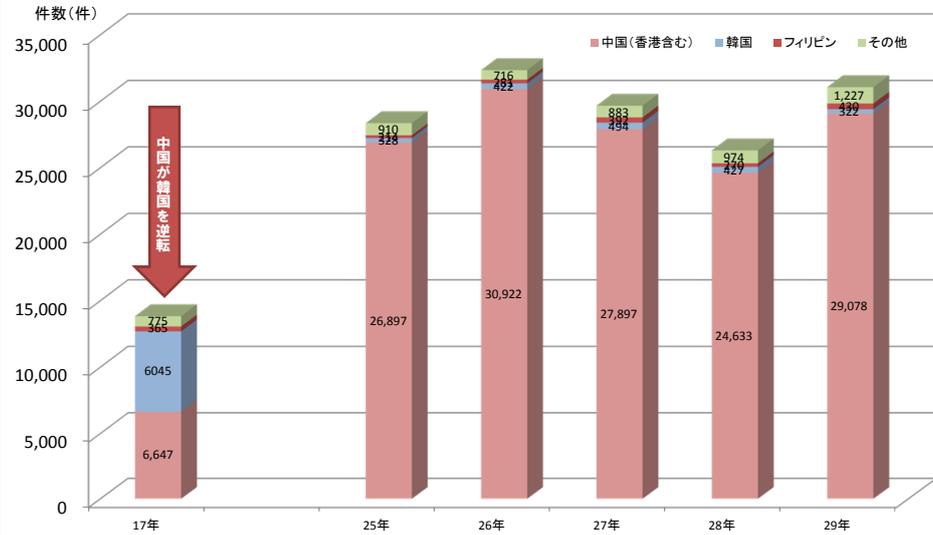
侵害物品の廃棄処分

報道発表資料

## 全国税関の輸入差止件数・点数



## 仕出国別構成比の推移(全国)

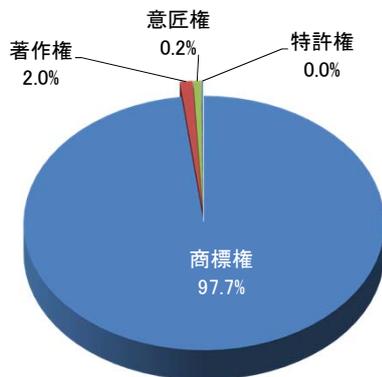


(注) グラフの数値は、件数ベースの仕出国別の構成比(%)を示す。

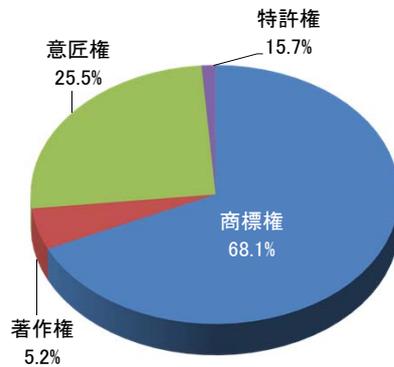


## 知的財産別構成比(平成29年)

【件数ベース】



【点数ベース】

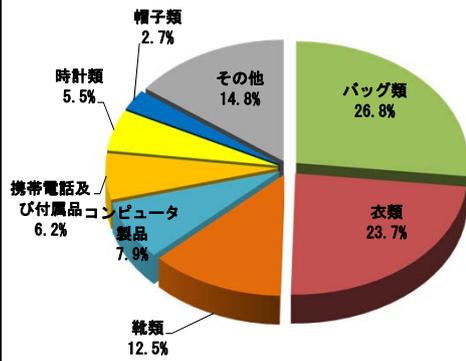


\*名古屋税関

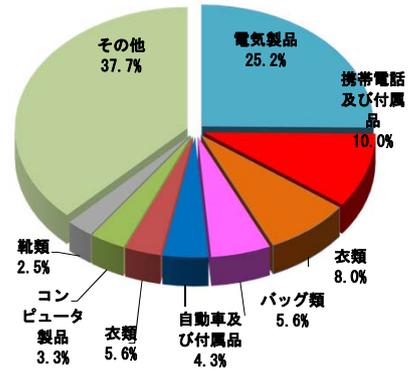


## 品目別構成比(平成29年)

【件数ベース】



【点数ベース】



\*名古屋税関



## 侵害物品の例 (輸入差止めが多い品目)

イヤホン



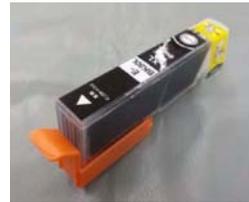
【意匠権】

スマートフォンケース



【著作権】

インクカートリッジ



【特許権】

パジャマ



【著作権】

医薬品



【商標権】

自動二輪車用タイヤ



【意匠権】



## 侵害物品の例 (健康や安全を脅かす危険性のある物品)

<p>医薬品</p>  <p>【商標権】</p>	<p>健康食品</p>  <p>【商標権】</p>	<p>シートベルトキャンセラー</p>  <p>【商標権】</p>
<p>バッテリー</p>  <p>【商標権】</p>	<p>美容用ローラー</p>  <p>【意匠権】</p>	<p>おもちゃ</p>  <p>【商標権】</p>

55

## 告発事例

<p>事例① 商標権を侵害する電源アダプタの 密輸入事犯を告発</p>   <p>平成29年1月、名古屋税関は、愛知県警察と共同調査を実施し、中国から商標権を侵害する電源アダプタ100点を密輸入しようとした中国人男性を関税法違反で告発。</p>	<p>事例② 商標権を侵害するゴルフクラブの 密輸入事犯を告発</p>   <p>平成29年2月、函館税関は、北海道警察と共同調査を実施し、中国から商標権を侵害するゴルフクラブ10点を密輸入した日本人男性を関税法違反で告発。</p>
--	--

56

## 隠匿事例①

他の物品(玩具)の中に商標権を侵害する物品(腕時計)を隠匿していた事例



(プラスチック製玩具の全景)



(玩具内部にビニール袋を発見)



(ビニール袋内部に商標権を侵害する腕時計を発見)



57

## 隠匿事例②

他の物品(海苔)の中に商標権を侵害する物品(財布)を隠匿していた事例



(ビニール袋に入った海苔の全景)



(海苔の間に商標権を侵害する財布を発見)



58

### 隠匿事例③

バッグの商標部分を異なる標章のシールで覆い、偽装していた事例



(バッグ全景)



(標章部分を拡大)



(シールを剥がしたところ、別の標章を発見)



### 隠匿事例④

自転車の商標部分を異なる標章のシールで覆い、偽装していた事例



(自転車フレームを前方から撮影)



(シールを剥がしたところ、別の標章を発見)



(フレームの後輪部分を撮影)



(シールを剥がしたところ、別の標章を発見)



【参考】税関ホームページのご案内

## 税関ホームページのご案内

税関ホームページ <http://www.customs.go.jp>

一番下までスクロール

関係法令や様式も掲載されています！

税関イメージキャラクター「カスタム君」

61

## 主な掲載情報

1. 制度や手続についての詳しい説明
2. 必要書類の説明や記載例
3. 差止申立ての情報(受理前・受理済)
4. 差止実績
5. 関係法令、様式へのリンク
6. Q & A

等



62

## 差止申立ての検索方法

知的財産ホームページ  
<http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/index.htm>

知的財産侵害物品の取締り

税関は、知財立国を目指して、知的財産侵害物品の水際取締りを実施しています。

このページの本文へ    サイトマップ    English

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく    税関サイト内検索    検索    知的財産サイト内検索    検索

トップページ    一般・輸入者の方へ    権利者の方へ    **差止申立受付・受理状況**    差止実績    税関ホームページ

新着情報

- 9月8日 「平成28年の税関における知的財産侵害物品の差止実績」を公表しました。
- 9月4日 フイトフロップ リミテッドの「FIT FLOP」に係る商標権について新規申立てを受理しました。
- 8月31日 ブラザー工業株式会社の「brother」に係る商標権について新規申立てを受理しました。
- 8月29日 日本たばこ産業株式会社のたばこ吸引具カートリッジに係る意匠権について新規申立てを受理しました。
- 8月29日 ボールド ストラテジーズ インクの「OBEY」に係る商標権について新規申立てを受理しました。
- 8月29日 日工機機株式会社の「NIKKO」等に係る商標権について新規申立てを受理しました。

侵害情報の提供窓口

知的財産侵害物品の情報が取り戻したら、ご連絡ください。

法律・様式

関係法令・関係通達(関税法等(抜粋))

63

## 差止申立ての検索方法

知的財産侵害物品の取締り

このページの本文へ    サイトマップ    English

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく    税関サイト内検索    検索    知的財産サイト内検索    検索

トップページ    一般・輸入者の方へ    権利者の方へ    **差止申立受付・受理状況**    差止実績    税関ホームページ

現在位置: トップページ > 差止申立受付・受理状況

差止申立受付・受理状況

税関において受理している輸出入差止申立ての概要を公表しています。

輸入差止申立情報

- 輸入差止申立て 受付(受理前公表) 一覧
- 輸入差止申立て 受理済 一覧(キーワード検索)**
- 輸入差止申立て 受理済 一覧(HTML)

輸出差止申立情報

- 輸出差止申立て 受付(受理前公表) 一覧
- 輸出差止申立て 受理済 一覧

輸入差止申立て

輸入差止申立制度とは、知的財産のうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作権隣接権及び育成者権を有する者または不正競争差止請求権者が、自己の権利を侵害すると認める貨

侵害情報の提供窓口

知的財産侵害物品の情報が取り戻したら、ご連絡ください。

法律・様式

- 関係法令・関係通達(関税法等(抜粋))
- 各種様式

Q&A

- 税関の取組み
- 差止申立関係
- 認定手続・併行関係
- 意見照会・通関商協関係
- その他

64

## 差し申立ての検索方法

このページの本文へ [サイトマップ](#) [English](#)

知的財産侵害物品の取締り

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく

税関サイト内検索 検索

知的財産サイト内検索 検索

トップページ 一般・輸入者の方へ 権利者の方へ 差し申立 受け受理状況 差し実績 税関ホームページ

現在位置: トップページ > 知的財産の輸入差し申立情報・分類 > キーワード検索画面

知的財産の輸入差し申立情報 - キーワード検索

③ 検索 リセット

①

②

検索条件を選択してください。 [全選択] [著作権等(違法CD複製品を除く)]

商標権  著作権  特許権  実用新案  意匠権  育成者権  不正競争防止法関係

著作権等(違法CD複製品を除く)

※ 特許権・商標権・著作権等の権利は、権利者(権利者)の権利を侵害する行為を防止するために認められています。

※ 「違法CD等」とは、著作権法第111条第3項において違法と指定された複製品(複製品)と複製品(複製品)を指します。

※ キーワードを入力してください。(指定されたキーワードが含まれている情報が検索されます)

② フィットン 全ての語を含む

※ 複数のキーワードを指定する場合は、間スペース(空白)を挿入してください。

※ 複数のキーワードを指定した場合、組み合わせを指定してください。

表示数

タイトルを調べる

※ タイトルと「著作権等(違法CD複製品を除く)」の場合、検索結果に侵害物品の品名を、著作権等(違法CD複製品)の場合はタイトルを、表示します。

表示件数

10件

65

## 差し申立ての検索方法

このページの本文へ [サイトマップ](#) [English](#)

知的財産侵害物品の取締り

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく

税関サイト内検索 検索

知的財産サイト内検索 検索

トップページ 一般・輸入者の方へ 権利者の方へ 差し申立 受け受理状況 差し実績 税関ホームページ

現在位置: トップページ > 知的財産の輸入差し申立情報・分類 > キーワード検索画面

知的財産の輸入差し申立情報 - 検索結果

検索結果: 2件見つかりました。

検索に戻る

2件中の1~2を表示

※各権利の詳しい内容をお知りになりたい方は、お手数ですが関連するページ(商標権 著作権等 特許権 実用新案権 意匠権 育成者権 著作権等(違法CD複製品を除く))をご覧ください。

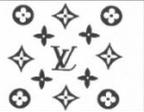
権利種別	権利の内容	侵害物品の品名	申立の有効期間 (情報の継続期間)	差し申立者(情報提供者):法人番号 連絡先名 連絡先電話番号
商標権	「FLOUS WILTON」等の商標	かばん・財布類、かばん金具、キーホルダー、音楽袋、ファスナー・ボタン、スマートフォン・携帯電話用ケース及びアクセサリ、タブレット端末用ケース、洋服類、下着、Tシャツ、マフラー・ネクタイ・靴下・手袋類、帽子、ベルト、靴類、サンダル類、眼鏡類、時計、身飾品、カフスボタン、ヘアアクセサリ、ネイルシール・付け爪、まくら、寝具及びベッドリネン、タオルハンカチ、レザークロス・ビニルクロス、喫煙用具、文房具・シール類、ペット用衣類・首輪類	自平成28/07/22 至平成30/04/10	ルイ・ヴィトン マルチエ ルイ・ヴィトン ジャパン株式会社 知的財産部 03-3514-6228
商標権	「ダズエッジ」の商標	財布、バッグ、キーケース、スマートフォン用ケース及びカバー、タブレット端末用ケース及びカバー	自平成25/07/18 至平成30/01/03	ルイ・ヴィトン マルチエ(株) ルイ・ヴィトン ジャパン株式会社 知的財産部 03-3514-6228

2件中の1~2を表示

66

## 差止申立ての検索方法

申立て商標一覧

登録番号	登録商標	登録番号	登録商標
国際1127685	LOUIS VUITTON	1392721	LOUIS VUITTON
1971864	LOUIS VUITTON	1374707	LOUIS VUITTON
5337412	LOUIS VUITTON (標準文字)	1602524	LOUIS VUITTON
1437849	LOUIS VUITTON	1780173	LOUIS VUITTON
国際1127687		1419883	
1995125		1374708	
1446773		4133500	



## 差止申立て 受理前公表一覧 の検索方法

知的財産ホームページ  
<http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/index.htm>

このページの本文へ [サイトマップ](#) [English](#)

知的財産侵害物品の取締り

文字リサイズ + 大きく 元に戻す - 小さく

税関サイト内検索  検索

知的財産サイト内検索  検索

税関は、知財立国を目指して、  
知的財産侵害物品の水際取締りを実施しています。

トップページ 一般・輸入者の方へ 権利者の方へ **差止申立  
受付・受理状況** 差止実績 税関ホームページ

新着情報

- 9月8日 「平成28年の税関における知的財産侵害物品の差止実績」を公表しました。
- 9月4日 フイトフロップ リミテッドの「FIT FLOP」に係る商標権について新規申立てを受理しました。
- 8月31日 プラザエ工業株式会社の「brother」に係る商標権について新規申立てを受理しました。
- 8月29日 日本たばこ産業株式会社のたばこ吸引具カートリッジに係る商標権について新規申立てを受理しました。
- 8月29日 ボールド ストラテジーズ インクの「OBEY」に係る商標権について新規申立てを受理しました。
- 8月29日 日工機株式会社「NIKKO」等に係る商標権について新規申立てを受理しました。

侵害情報の提供窓口

知的財産侵害物品の情報が  
ありましたら、ご連絡ください。

法律・格式  
 関係法令・関係通達(関税法等(抜  
 粋))



## 差し申立て 受理前公表一覧 の検索方法

このページの本文へ | サイトマップ | English

知的財産侵害物品の取締り

文字サイズ: 大きく | 元に戻す | 小さく | 印刷の準備 | 検索

トップページ | 一般・輸入者の方へ | 権利者の方へ | 差し申立受付・受理状況 | 差し実績 | 税関ホームページ

現在位置: トップページ > 差し申立受付・受理状況

### 差し申立受付・受理状況

税関において受理している輸出入差し申立ての概要を公表しています。

#### 輸入差し申立情報

- 輸入差し申立て 受付(受理前公表) 一覧**
- 輸入差し申立て 受理済 一覧(キーワード検索)
- 輸入差し申立て 受理済 一覧(HTML)

#### 輸出差し申立情報

- 輸出差し申立て 受付(受理前公表) 一覧
- 輸出差し申立て 受理済 一覧

#### 輸入差し申立て

輸入差し申立申請とは、知的財産のうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権及び育成者権を有する者または不正競争防止請求権者が、自己の権利を侵害すると認める貨

**侵害情報の提供窓口**

知的財産侵害物品の情報があついたら、ご連絡ください。

**法律・様式**

- 関係法令・関係通達(関係法箇(抜粋))
- 各種様式

**Q&A**

- 税関の取締り
- 差し申立関係
- 認定手続・併行輸入
- 意見照会・通関税関関係
- その他

69

## 差し申立て 受理前公表一覧 の検索方法

知的財産侵害物品に対する輸入差し申立て受理前公表一覧

平成29年8月24日

知的財産種別	知 識 産 品 の 商 標 権 の 登 録 番 号	侵害すると認められる商品の品名	差 込 申 立 人 (注 入 力 申 立 人 漢 字 (電 話 番 号))	申立先物販及び連絡先	公表日	発表を述べることができる最終日
登録商標	インクカートリッジに係る登録商標 (登録商標第1014219号)	インクカートリッジ	セイコーエプソン株式会社 (4011 101012841)	東京物販株式会社知財部侵害管理 (03-5584-4285)	平成28年8月14日	平成28年8月20日まで
登録商標	FIT FLOP (登録商標第428211号)	サンダル靴	Fit Flop Limited フィットフロップ リミテッド プライムローズ国際商事事務所 (03-3481-3427)	東京物販株式会社知財部侵害管理 (03-5584-4285)	平成28年8月17日	平成28年8月23日まで
登録商標	電話機用充電器に係る意匠 (意匠登録第1470639号)	自動車用USB充電ポート	信興ヤック株式会社 (24908100530) 信興ヤック株式会社 (3564-20-1464)	名古屋物販株式会社知財部侵害管理 (024-924-4102)	平成28年8月24日	平成29年8月1日まで

※上記差し申立について利害関係者を有する者は、発表を述べたことに対する異議申し立ては、申立先物販に対し、発表を述べたこと2週間以内に行うこととなります。

\*利害関係を有する場合は、例えば、次のとおりです。

①「侵害する知的財産権の権利者」(以下「権利者」といいます。)(以下「侵害物品」といいます。)(以下「輸入」)輸入する予定があると思われる現在の輸入業者を含む。②「輸入する知的財産権の権利者」(以下「権利者」といいます。)(以下「侵害物品」といいます。)(以下「輸入」)輸入する予定があると思われる現在の輸入業者を含む。③「輸入する知的財産権の権利者」(以下「権利者」といいます。)(以下「侵害物品」といいます。)(以下「輸入」)輸入する予定があると思われる現在の輸入業者を含む。

\*発表を述べたことについては、公表又は発表の方法及び時期、上記差し申立に関する利害関係者の利益並びに意見を尊重し、留意して下さい。

70

## J-PlatPat 特許情報プラットフォーム

**特許情報プラットフォーム**  
特許庁に登録・出願されている知的財産の検索サイト

HPアドレス : <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>



## 密輸情報ダイヤル

偽造品を販売しているサイト等  
知的財産侵害物品の密輸情報は、

税関密輸情報ダイヤル

**0120-461-961**（シイ-知イ）まで、

是非お寄せ下さい。

〒455-8535

名古屋市港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎 8階

名古屋税関 業務部 知的財産調査官

TEL : 052-654-4116 (直通)

e-mail : [nagoya-gyomu-chiteki@customs.go.jp](mailto:nagoya-gyomu-chiteki@customs.go.jp)

